

報告第19号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 119,657 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和3年10月20日午後2時30分頃、久喜市西大輪一丁目15番地先の県道さいたま栗橋線において、職員が公用車を運転中に、同所に停車していた乗用車に接触し、車体の一部を破損させた。

令和3年10月30日

久喜市長 梅 田 修 一